二十四　保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

［二十五・二十六　略］

二十七　保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

［二十八～三十九　略］

［3～9　略］

（外国銀行代理銀行の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の二の三十八　第十三条の三（第五項を除く。）の規定は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六　［略］

［2～5　略］

6　法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、銀行持株会社又はその子会社が第十七条の二第七項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十二条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　［略］

［7～11　略］

12　法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

［一・二　略］

三　信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四　法第五十二条の二十三第一項第一号の二、第三号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　略］

13　［略］

二十四　保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

［二十五・二十六　同上］

二十七　保険募集を行う者の教育を行う業務

［二十八～三十九　同上］

［3～9　同上］

（外国銀行代理銀行の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の二の三十八　第十三条の三の規定は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

一　法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十二条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　［同上］

［7～11　同上］

12　［同上］

［一・二　同上］

三　信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四　法第五十二条の二十三第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　同上］

13　［同上］